(財政金融委員会)

独 立. 行 政 法 人 日 本 万 玉 博 覧 会 記 念 機 構 法 を 廃 止 す る 法 律 案 閣 法 第 四 五. 号) (衆 議 院 送 付 要

旨

本 法 律 案 は 独 <u>\f</u> 行 政 法 人 日 本 万 玉 博 覧 会 記 念 機 構 法 〇以 下 機 構 法 と ١, . う。) を 廃 止 L て 独 <u>\(\) \(\) \(\) \(\)</u> 行 政 法

人 日 本 万 玉 博 覧 会 記 念 機 構 以 下 機 構 とい う 。) を 解 散 す るとともに、 れ に 伴 う 資 産 債 務 \mathcal{O} 承 継 等 所

要 \mathcal{O} 措 置 を 講 ず る t \mathcal{O} で あ ý , そ 0) 主 な 内 容 は 次 \mathcal{O} لح お り で あ る。

一、機構法の廃止

機 構 法 伞 成 + 兀 年 法 律 第 百 三 十 五 号) は 廃 止 立する。

一、機構の解散

機 構 は \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 時 に お 11 て 解 散 す る。

 \equiv 解 散 に 伴 . う 資 産 及 び 債 務 \mathcal{O} 承 継 等

1 玉 は 公 袁 事 業 を 経 理 す る 第 号 勘 定 に 属 す Ś 資 産 \mathcal{O} うち、 概 ね 出 資 割 合 に 応じ て、 土 地 自 然 公 袁

部 分) 及 び 政 令で定 \Diamond る金 額 12 相 当す る 金 銭 有 価 証 券 \mathcal{O} 現 金 化 を 承 継 し、 そ れ 以 外 0) 資 産 及 び 債 務

は大阪府が承継する。

2 基金事業を経理する第二号勘定に属する資産及び債務については、 政令で定める基金承継人が承継す

る。

四、その他所要の経過措置

その他所要の経過措置を設ける。

五、施行期日

この 法律は、 公布 の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。 ただ

し、一部の規定は公布の日から施行する。